

東近江市風景づくり条例骨子案についての パブリックコメント参考資料

条例制定の背景と目的

これまでの日本では、高度経済成長を背景に便利で物資にあふれた高い生活水準を実現してきましたが、その一方で、開発の名の下に多くの自然環境や農村景観を破壊してきました。また、法律に違反しない限り、さまざまな形態、色彩の建物が地域の歴史文化との調和を無視して建てられてきました。その結果、市街地に緑が少なく、電線と広告看板が氾濫した雑然とした街を造ってきた現実があります。

しかし、近年、社会が成熟化するとともに人々の価値観も変化し、経済重視から人間重視の時代へと変わりつつあります。環境問題に対する関心が高まり、生活の質を向上することがより重視されるようになりました。今日では、自然環境や地域の歴史・文化を活かしたまちづくりが求められており、景観形成の重要性が唱えられています。

そういった流れを受け、平成 16 年、我が国で初めて景観に関する総合的な法律「景観法」が制定・施行されました。景観法では、「良好な景観は国民共通の資産として整備・保全すべき」と明示されるとともに、「地域の個性・特色を伸ばすよう多様な形成を図るべき」として、自治体が独自に景観行政に取り組める環境が整えられました。

1 市 6 町が合併した東近江市は、鈴鹿山系から琵琶湖まで 388k m²の広い市域に、自然景観、農山村景観、都市景観等の多様な景観、地域の歴史、伝統、文化に根ざした個性豊かな風景を有することとなりました。これまでそれぞれの地域で大切にしてきた景観資源を、今後も市民共有の財産としてみんなで守り育てることにより、新たな郷土意識が生まれ、市民が愛着と誇りを持って暮らし続けられるまちとなります。

また、良好で魅力的な風景・景観を創出することは、住環境の総合的な質を高めるとともに、まちのにぎわいの創出や観光振興などによる地域の活性化などにも結びつきます。

風景を活かしたまちづくりを進めることは、地域の価値を高め、地域力の向上につながることから、本市の風景づくりを計画的・総合的に推進することが重要となっています。

こうしたことを背景に、本市における風景づくりの基本的な考え方を明らかにし、あるべき将来像を示すとともに、その実現に向けて総合的、計画的な施策を示すものとして「東近江市風景づくり基本計画」を策定しています。この基本計画を基に東近江市の風景づくりを推進するため、今後の景観行政の土台となり、市民共通のルールとなる「東近江市風景づくり条例」を制定しようとするものです。

景観法の概要

(1) 「景観法」とは

平成16年6月制定、平成17年6月全面施行された我が国初めての景観に関する総合的な法律。景観形成に関する基本理念や住民・事業者・行政の三者が行うべき責務を明確にしました。これまでの地方自治体の自主条例では限界のあった強制力を伴う法的景観規制の枠組みを用意するとともに、国からの予算措置や税制による支援等を受けることが可能となるなど、やる気のある市町村が景観行政の担い手となるよう措置されています。

(2) 「景観行政団体」とは

景観法では、景観づくりの担い手として「景観行政団体」を位置づけており、法に基づく景観計画の策定や良好な景観形成のための各種施策を独自に実施することができます。

都道府県・政令市・中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は都道府県知事との協議・同意により景観行政団体となることができます。県内では、近江八幡市、大津市、高島市、彦根市、守山市、長浜市、栗東市が既に景観行政団体となって、それぞれが景観行政を担っています。

(3) 「景観計画」とは

景観計画は、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針や行為の制限に関する事項等を定める計画です。また、景観計画区域を対象として、景観重要建造物や景観重要樹木の選定、景観協議会の設置、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置がなされるものです。このため、景観計画は、景観行政団体が、景観行政を進めるうえで基本となる計画です。

《景観法のしくみ》



東近江市の風景づくりの基本的な考え方

「風景づくり基本計画案」から

《基本理念》

東近江市風景づくり憲章

わたしたちは、豊かな自然と悠久の歴史に培われた東近江の風景を未来に継承し、心の豊かさと健やかな暮らしを実感できる風景づくりをみんなで進めます。

めざす風景像

みんなで育てる 水と光と風いっぱいのまち

《基本目標》

鈴鹿山系から琵琶湖につながる水と緑の風景を大切にすゝ「水」

本市は、鈴鹿山系から琵琶湖へつながる変化に富んだ地形を背景に、緑豊かな里山や美しい田園風景、また、愛知川などの河川や湖沼、溜池、水路、湧水などの自然があり、それらを現在も豊かに感じることができます。これら生命の源である「水」とその恩恵を受けるみずみずしい自然で構成される多様な風景を大切に守っていきます。

悠久の歴史と文化の薫る風景を未来に引き継ぐ「光」

本市は、聖徳太子ゆかりの地、万葉文化の地、木地師文化発祥の地であり、また、中世の市や近江商人集落など、それぞれの地域、時代において積み重ねられた悠久の歴史・文化が蓄積しています。これらの光り輝く歴史的・文化的な風景を次世代に引き継ぎます。

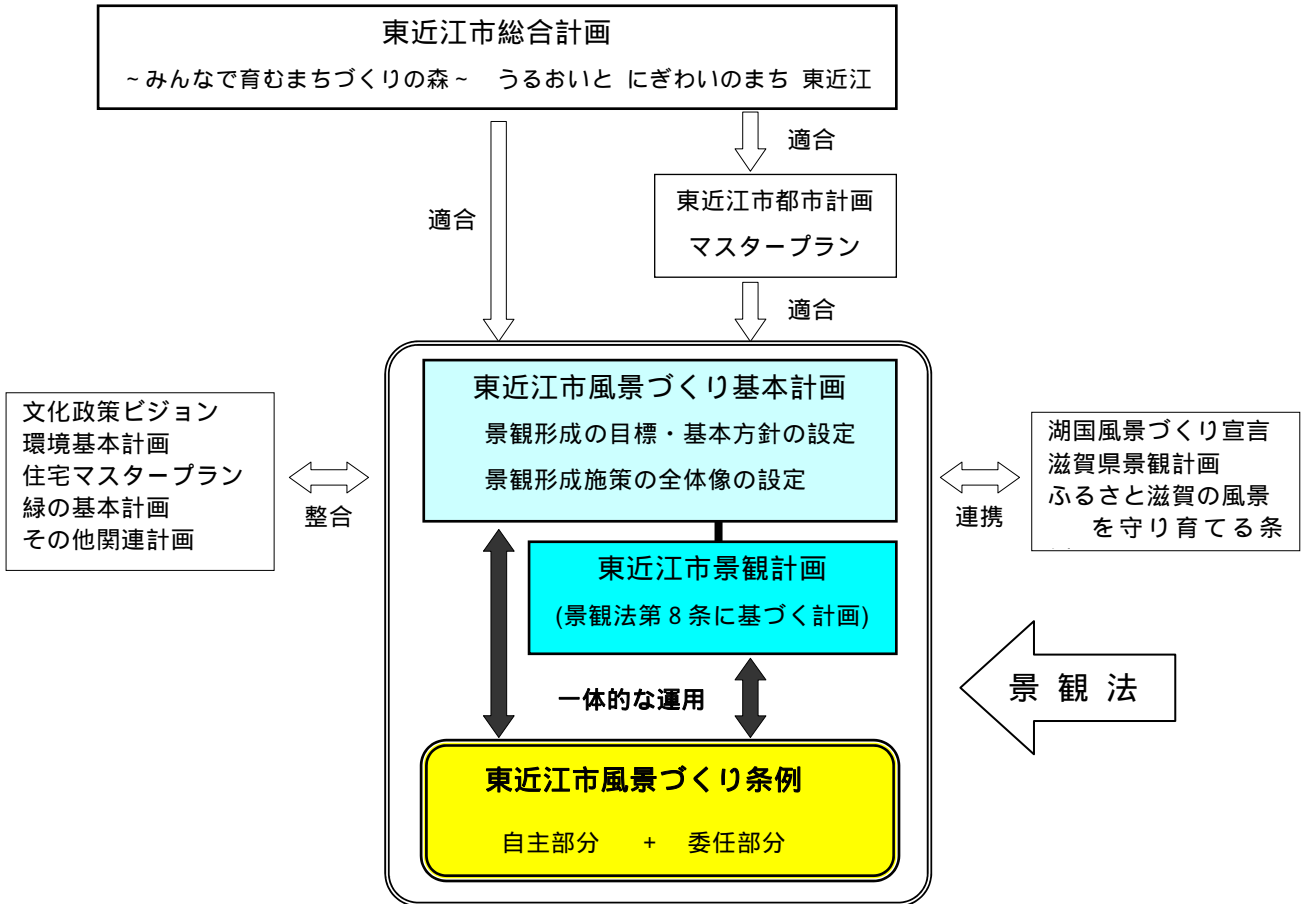
うるおいとにぎわいのある暮らしの風景を創造すゝ「風」

本市の田園地域には、「惣村」の伝統ある農村集落が分布しており、現在も自然と共生したうるおいのある生活の息吹が感じられます。また、都市部では、本市の発展とともに商業地、住宅地、工業地など新しい市街地が形成されており、にぎわいのある生活空間を展開してきました。これらの「風」(交流・風情・風格)が感じられるうるおいとにぎわいのある暮らしの風景を創出します。

市民が共感し、みんなでふるさとの風景を育てる「共感と協働」

風景は、市民共有の財産です。地域に誇りと愛着を持って、ふるさとの風景づくりに共感することが大切です。そして、「水と光と風いっぱいのまち」に向け、市民・事業者・行政が協働して、風景づくりに取り組みます。

条例の位置付けと構成



《条例の構成》

条例は大きくは3つの区分から構成されています。

(仮称)東近江市風景づくり条例

